

第11回繊維産業技能実習事業協議会（議事要旨）

日時：令和5年7月25日（火曜日）14時00分～15時30分

場所：経済産業省本館17階 第一特別会議室及びMicrosoft Teams による Web 開催

出席者：

【実習実施者・監理団体の関係者】

鎌原 正直	日本繊維産業連盟 会長
大澤 道雄	繊維産業流通構造改革推進協議会 会長
近藤 勝重	全日本婦人子供服工業組合連合会 事務局長（※）
香山 学	日本麻紡績協会 専務理事（※）
井上 美明	日本アパレルソーイング工業組合連合会 会長
鈴木 恒則	（一社）日本アパレル・ファッション産業協会 理事長
石原 猛志	（一社）日本インテリア協会 事務局長（※）
片岡 智志	日本羽毛製品協同組合 専務理事（※）
菅原 強	日本織物中央卸商業組合連合会 常務理事（※）
富吉 賢一	日本化学繊維協会 副会長兼理事長（※）
田淵 博	日本カーペット工業組合 専務理事（※）
加藤 英樹	日本絹人繊維物工業組合連合会 理事長
金森 弘	日本靴下協会 事務局長／日本靴下工業組合連合会 専務理事（※）
青山 優	日本毛整理協会 事務局長（※）
阪本 英信	協同組合日本シャツアパレル協会 理事長
池田 努	（一社）日本寝具寝装品協会 専務理事（※）
川合 創記男	日本繊維染色連合会 会長
森 昇	日本繊維輸出組合／日本繊維輸入組合 専務理事（※）
寺嶋 充	（一社）日本染色協会 専務理事（※）
御園 慎一郎	（一社）日本ソーイング技術研究協会 理事長
金野 泰之	日本タオル工業組合連合会 理事長
佐藤 俊廣	日本テントシート工業組合連合会 専務理事（※）
前田 雅行	日本ニット工業組合連合会 事務局長代行（※）
牧原 一	日本ニット中央卸商業組合連合会 常務理事（※）
田村 清克	日本撚糸工業組合連合会 理事長
川東 正武	日本被服工業組合連合会 専務理事（※）
金井 一浩	日本ふとん製造協同組合 理事（※）
西又 良和	日本紡績協会 専務理事（※）
石川 満良	（一社）日本ボディファッション協会 専務理事（※）
平松 誠治	日本綿スフ織物工業連合会 会長
森口 和信	日本毛布工業組合 理事長
池田 延雄	日本輸出縫製品工業組合 専務理事（※）
大石 功	日本羊毛産業協会 専務理事（※）

【事業所管省庁】

伊吹 英明	経済産業省製造産業局 局長
橋本 真吾	経済産業省大臣官房審議官（製造産業局担当）
田上 博道	経済産業省製造産業局生活製品課 課長

【オブザーバー事業所管省庁】

安東 健太郎	法務省出入国在留管理庁在留管支援部在留管理課 室長（※）
清野 晃平	厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室 技能実習監理官（※）
田之上 英治	外国人技能実習機構指導援助部 指導援助部長
熊野 祐気	全国中小企業団体中央会労働政策部 主事（※）
太田 秀幸	（一社）繊維評価技術協議会 専務理事（※）
大口 哲弘	日本帽子協会 事務局長（※）
荒川 純治	日本編レース工業組合連合会 理事長
青木 信也	日本製網工業組合 理事長
福田 洋市	日本手袋工業組合 理事長
松下 正樹	日本不織布協会 事務局長（※）

（※）は代理出席者

議事要旨：

1. 「経済産業省 挨拶」

伊吹製造産業局長

- ・繊維業界全体として法令違反は減っているとの認識だが、繊維業界一丸となって取り組む必要。法令・コンプライアンスの遵守は当然のこと、ITを使った生産性の向上、働きやすい労働環境の整備、賃上げなど、日本人が働きたいという職場にしていかなければ、外国からの人材も来てもらえない。
- ・人手不足の中、特定技能への追加の声が寄せられているが、依然として構成員以外の事業者では違反がある。非構成員も同じ繊維業界に属し、繊維業界をあげた対応が必要。
- ・日本繊維産業連盟（以下、繊維産連）が昨年7月に「繊維産業の責任ある企業行動ガイドライン」（以下、「責任ある企業行動ガイドライン」）を策定。これが議論のベースになっていくと考え、積極的な議論をいただきたい。

2. 「構成員等による取組状況のフォローアップ」

田上生活製品課長（資料2-1）

- ・国内の繊維産業の現状として、繊維製品の国内生産量は右肩下がり。最近ではコロナの影響を受けているが、少し増えている状況。一方、繊維産業の事業者は、2007年に68万人から2022年には35万人まで減少。
- ・2ページ、繊維産業の維持・発展に向けた取組として、事業者における生産性向上を図っていくため、工場のIT化・デジタル化、研修・セミナーといった人材の育成・確保策を業界一丸となり対応。人材確保のため、女性・高齢者の働きやすい職場環境の整備は大きな課題。下請取引の適正化により、適正な加工賃を得て、適正賃金の確保が必要。
- ・3ページ、生産性向上のための取組事例として、IoT、デジタル化、自動化を使った仕様書等の書類の削減、製品設計、パターン製作の時間を半分に短縮化するという生産性向上の取組。4ページ、縫製の作業工程ごとに所要時間をタブレットで計測しデータ化、検品管理を円滑にするといった取組が行われている。こうしたIT化、DXを使った生産性向上の取組を水平展開していきたい。
- 5ページ、IT投資について、勤怠管理業務の効率化として、出退勤をタイムカードから電子化し、ICカードで管理する事例。また、タブレット端末で作業状況が見える化した事例。こうした取組は、経営者の働き方改革にも繋がるため参考にしていただきたい。
- 6ページ、労働力確保のための取組として、女性・高齢者の労働環境について。家族が病気などでお休みされる際にカバーできるように従業員のスキルを多能工化し、働きやすい勤務体系をつくる事例。また、若い方の採用が難しいため、高齢者や障害者の方も労働力として確保している事例。外国人に頼らずに、多様な人材を活用いただきたい。
- 7ページ、下請取引の適正化について。繊維業界では、2017年に下請法に基づく自主行動計画を策定。サプライチェーン全体で下請取引の適正化に取り組んでいくため、合理的な価格決定、コスト負担の適正化、支払い条件の改善。付加価値を上げていくための取組として、生産性向上、人材育成などが明記されている。一方で、自主行動計画が必ずしも徹底されていない、と下請Gメンからの指摘を受け、本年7月に繊維産連、繊維産業流通構造改革推進協議会にて「徹底プラン」を策定。
- 8ページ、下請取引の適正化について。サプライチェーン全体で付加価値の向上、取引先にも価格決定を適正化していくパートナーシップ構築宣言をお願いしているところ。同宣言も広く普及していく。
- 9ページ、取引適正化のための取組について。繊維産業では労働基準関係の法令違反が依然としてあり、賃金の未払いや違法な時間外労働といった違反が多く、発注側から下請の縫製企業等との間で工賃が満足に支払われていないことも一因。見積りによる交渉を行うため、適正化工賃をプライシングする縫製工賃交渉支援サービス、「ACCTシステム」を普及していきたい。
- ・10ページ、繊維産業における技能実習生の受入れ状況について。繊維産業では、技能実習の対象職種として13職種22の作業があり、18,000人強の外国人の方を受け入れており、うち7割が婦人子供服、紳士服製造などの縫製業。繊維関係では実習生全体の6%を受け入れている。
- ・11ページ、労働基準関係の法令違反が多く、違反は全体の総数の約3割を占めている。

・12 ページ、法令違反が多いことを踏まえ、2018年に繊維産業技能実習協議会を設置。技能実習に関する法令・コンプライアンス遵守の徹底や、取引適正化の一層の推進、発注企業の社会的責任の履行、業界団体の体制整備、繊維産連における法令遵守を守るフォローアップをする仕組みにより、一定程度違反は減少。構成団体の法令違反は減っているが、業界全体としては、依然として残っている。そうしたことを踏まえ、昨年（2022年）、繊維産連においてILOの協力を得て、「責任ある企業行動ガイドライン」を策定、周知を図っているところ。チェックリストで自己診断し、法令遵守、適正な労働環境の整備ができる工夫もされている。中小企業の労務管理のコンサルをされている社労士に対するキャパビル等もしていただいている。

・14 ページ、繊維業界の法令違反について、一部地域の問題ではなく、繊維業界全体の問題。業界を挙げた改善取組が必要。「責任ある企業行動ガイドライン」のチェックリストを使って、繊維業界が変わったと改善状況を示していくことが重要であり、普及を更に進めていく必要。

・15 ページ、法令違反撲滅のために取り組んでいる監理団体の事例を紹介したもの。

・16 ページ、実習計画の認定取消しの件数は、2021年度をピークに2022年度は減少。構成員以外にどうリーチしていくか、サプライチェーン全体の法令遵守の強化、周知が課題。

・17 ページ、更なる対策として、構成団体だけでなく、縫製企業が多い地域においても積極的に意見交換しながら、法令遵守、違反の抑止のため、法務省、厚生労働省とも連携し、違反が多い地域で制度理解促進を目的としたセミナーを行ってまいりたい。

日本繊維産業連盟（資料2-2）

・技能実習計画の認定取消しへの対応について、前回の事業協議会以降、5団体において会員企業もしくは直接会員ではないがサプライチェーンを構成する企業に技能実習計画違反による認定取消しがあった。これを受け、当該5団体では技能実習適正化に関する各団体の会合において、直接の取引先だけでなく、サプライチェーンを含めて法令遵守に取り組むよう徹底を図ることについて、改めて確認した。なお、弊連盟の加入団体は、2018年6月に公表した「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」にのっとり、技能実習及び取引適正化に関する委員会を設置し、違反の発生の有無にかかわらず、定期的に会員企業に対し発注者としての社会的責任等について常に認識して対応するよう周知を行っている。

日本繊維産業連盟（資料2-3）

・一般の自主行動計画の改訂について、12ページのとおり、中小企業政策審議会取引問題小委員会において、中小企業庁から下請Gメンのヒアリング結果を踏まえ、取引対価から知的財産の保護までの8項目について、自主行動計画の改訂、または自主行動計画の徹底を求める意見を受け実施した。

・主な改訂として、2ページ、取引適正化を進めるための1. 合理的な価格決定のための取組において、考慮要素の1つとして物流費を新たに追加。

・3ページの冒頭、価格決定のリードタイムについて、生産に必要なリードタイムを考慮し、受注者と十分協議を行った上で取引価格を決定することを追加。実施事項についても同様に、物流費の高騰を受けた対応、リードタイムについて追加。

・6ページ、新たに5.として、検査基準の取決めについてという項目を追加。下請Gメンの指摘にて、品質基準、検査基準において受注者と発注者の意見が異なったケースの指摘があり、お互いの責任範囲を含めて、事前に協議を行うという取組を求めることを追加。

・13 ページ、自主行動計画の実施の徹底を図るため、自主行動計画の徹底プランを策定。取引対価から知的財産の保護までの8項目について、下請Gメンの指摘事項を書き込み、対応方針、改善方針の中で絶対に実施しない事項、可能な限り実施する事項に分け、具体的な対応事項を記載。例えば取引対価について、絶対に実施しない事項として、販売価格からの逆算での加工賃の設定を行わないと記載。また、可能な限り実施する事項として、販売価格を設定する際、労務費、原材料費、エネルギー価格などのコストも踏まえ、各団体の加工賃を考慮した上で決めるという取組を記載。

・今後、繊維業界全体で自主行動計画及び徹底プランに沿った行動をお願いしたい。

日本アパレルソーイング工業組合連合会（資料2-4）

・縫製業の商習慣として、見積りがアパレル側と交わされていないことは以前から議論になっていたところ。そのため、工業組合連合会を挙げて見積りの支援システムを作ることとし、2017年に着手、ACCTシステムを2018

年に完成。

・各工程にかかる時間が直接金銭的な対価に変わるということは一般的であると思うが、私たちの業界ではなされていなかった。服作りの工程分析は非常に複雑で、長く服作りに携わっていないと理解しにくく、アパレル側も正確なコスト計算や工程分析を深く理解し、実行できる方が少ないとの前提にて、ある程度の知識があれば、コストの算出ができるよう作成した。

・本工業組合連合会に属さない縫製工場も多くあるが、同システムを広く周知し、見積りありきの加工賃ということが日常化、一般化、商習慣となることが正しい道と考え、根本的な解決のために本システムが縫製業界にあるということを認識いただきたい。

3. 「技能実習制度をめぐる最近の動向」

厚生労働省 (資料3-1)

・外国人技能実習制度の現状と課題について、2ページ、技能実習生の数について、32万4,900人近くとなり、受入れ人数の多い国は、ベトナム、インドネシア、フィリピンの順で、ベトナムが過半数以上。職種別では、建設、食品製造、機械・金属関係が多く、繊維・衣服関係は、令和2年度5.9%、令和3年度5.7%。団体監理型による受入れが98.3%を占めている。

・3ページ、賃金の支払い状況、大部分の業種において技能実習の段階が上がるにつれて支給賃金が高い。繊維産業は製造業の内数になり、1号で18万円、2号で19万円、3号で20万円。

・5ページ、監督指導の状況について、全国の労働基準監督機関で労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対して、約9,000件の監督指導を実施。うち70%、約6,500件で同法令違反が認められている。違反率が70%近くで推移している。

・6ページ、違反事項について、安全基準、割増し賃金の支払い、労働時間の順に多い。

・7ページ、繊維・衣服の中では割増し賃金の支払い、労働時間、賃金の支払いという順で違反が多い。

・8ページ、時間外労働に対する割増し賃金が不足しているとの申告について、時間外労働について適正な賃金が払われていなかったことに加え、不当に高額な金額が寮費として控除されていた事例。労基署で労働基準法違反として指導がなされ、事業者は技能実習生に割増賃金の不足額と不当に控除した賃金額を支払うこととなった。

・9ページ以降、技能実習制度の適正化とその保護に関して、外国人技能実習機構による実地検査、指導等、悪質な場合には主務大臣による行政処分といった取組、技能実習生からの相談窓口等を整備し保護に対する支援を行うとともに、送出国との連携で、MOCを締結し、不適正な送出国への通報を実施している。

・10ページ、制度適正化等に向けた取組として、外国人技能実習機構が実習実施者に3年に1回実地検査を実施しており、同機構の体制強化をしているところ。同実地検査状況として、実習実施者に24,000件の検査、その中で8,000近くの違反者数と13,000件の違反件数を確認。違反の内容については、実習内容等が計画と異なる事案が4,000件近く、届出報告等が不適切といった事案が挙げられている。

・11ページ、行政処分の実施状況として、実習実施者の認定取消しについて、令和3年度は177社。令和4年度は114社のうち、繊維・衣服関係は30社。引き続き実習生の人材育成とともに、制度の適正化に向けた取組をお願いしたい。

出入国在留管理庁 (資料3-2)

・資料2及び3は、失踪に関する資料。令和4年度上半期に失踪した技能実習生は3,798人。うち繊維・衣服関係職種は161人。理由は不明だが、婦人子供服製造が突出。

・資料4は、失踪は様々な原因が考えられるところ、失踪を発生させないために留意点をまとめたリーフレット。1点目に、技能実習生に業務内容をよく説明して納得させていただきたい。事前に母国で聞いた話と仕事内容が違うというケースがある。2点目に、給料の仕組みや控除の理由を説明させていただきたい。所得税の源泉徴収や社会保険料の控除について母国に仕組みがないことから、不当に徴収されているのではないかとといったトラブルの原因となることがある。3点目は、外国から来られるので、文化等が違うこともあり、指導のつもりでもこちらの意図したものと違う形で受け取られてしまうことがあり得るため、留意していただきたい。以上のことは、これまで制度所管省庁及び外国人技能実習機構において周知徹底してきたところだが、構成員の皆様にも関係者への周知、指導等をお願いしたく、このリーフレットを活用いただきたい。

・資料5から7は、最近問題になっている技能実習生の妊娠・出産に関するもの。昨年8月から実態調査を行い、12月に調査結果を公表した。「監理団体から不適正な取扱いを受けた」又は「支援策や制度を知らない」と回答した技能実習生が一定程度存在することが明らかになった。更なる周知の必要性があると考えており、引き続き協力をお願いしたい。

・資料6及び7は、妊娠・出産に関して実習実施者等及び技能実習生向けに留意点をまとめたリーフレット。構成員の皆様にご利用いただきたい。

・資料8の技能実習制度の見直しについては、現在、官房長官と法務大臣が共同議長になっている「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下に設置された有識者会議で議論されており、5月に中間報告書が取りまとめられた。同報告書では技能実習制度を廃止することが提言されているが、政府の骨太の方針や総合的対応策では、抜本的な見直しを図るという文言に落ち着いている。いずれにしても、現在、有識者会議においては中間報告書に沿って具体的に議論をしている最中で、今後、秋頃をめどに最終報告書が取りまとめられ、その後に政府として検討することとなる。当庁として情報発信に努めるので、引き続き、よろしくをお願いしたい。

4. 「意見交換」

日本毛布工業組合

・残業代不払いの話があったが、現状残業時間は、いろいろな資料では曖昧な表現で、ふさわしくないといった内容であったと思う。私どもは季節産業であり、閑散期と繁忙期の差があり、繁忙期になると残業時間が増える。残業時間については、技能実習生について2号以降は36協定に従ったものにするとか、明記することは可能か。

厚生労働省

・担当部署に確認し報告したい。

日本毛布工業組合

・有識者会議の中間報告書の内容を見ると、特定技能にはない繊維職種は対象から外されてしまうのではと気にしているが、方向性如何。

出入国在留管理庁

・中間報告書では、新制度と特定技能制度の職種は一致させる方向で検討するよう提言されているところ、その先についてはまさしくこれから有識者会議で検討を行って、その上で政府において検討することとなる。

繊維産業流通構造改革推進協議会

・これまで本会合において、取引の適正化が大事であり、発注者、受注者のやりとりがしっかり行われればよいとされてきた。技能実習についても適正化が図られれば、順次改善されていくものとする。構成員に「TAプロジェクト取引ガイドライン」を2018年に6,700部配布している。繊維産連の「責任ある企業行動ガイドライン」は、各団体で利用いただきたく徹底をお願いしたい。

・サプライチェーンというのは、消費者に届くまで、例えば百貨店、専門店、ショッピングモールまで入れないと完成しない。加えて物流もある。小売も含めたサプライチェーンをしっかりと見据えないと、全体で適正な取引、適正な価格で消費者が購入できる図式をつくれな。小売も入って話をしなければならぬ。共同物流、納品時間の見直しなども含めて話を進めていかなければ、取引の適正化を推進していくことは難しく、ぜひ機会を作っていただきたい。

日本化学繊維協会

・日本の繊維のサプライチェーンが維持発展するために、特定技能制度に繊維産業が追加されることが必要と考える。

・技能実習制度の適正な取組が大前提であり、日本化学繊維協会では、昨年度から人権デューデリジェンスに関する会員各社の取組事例を共有し、今年度、会議体を新たに設置した。技能実習生を含めた繊維産業のサプライチェーン管理上の人権対応に注力しているところ。今後とも繊維産業全体において適切かつ有効に技能実習制度と特定技能制度が活用できるように対応をお願いしたい。

(一社) アパレル・ファッション産業協会

・当協会の取組として、繊維産連の「責任ある企業行動ガイドライン」の策定委員会にCSR委員会の委員が参画。昨年11月、同ガイドラインの説明会を実施し、会員企業の経営層を中心に80名が参加。

- ・工場監査小委員会を開催し、会員企業に外国人技能実習生活用状況について調査を行い共有。
- ・本年1月、技能実習生制度の見直しを背景に、会員企業に生産調達に関する調査を実施。衣類品の昨年1年間の生産総数は2億4,000万点で国内外生産比率は国内12.4%、海外が87.6%。今後の生産計画として、国内の比率を上げていくとの回答は13社であった一方、国内製造業の減少は困ると答えた会員はほぼ過半数の24社で、特定技能制度をもって下支えすべきと回答した会員は15社で半数であった。これを2月の正・副理事長会議で共有し、3月の理事会において共有を行った。

5. 「今後の対応」

田上生活製品課長

・本事業協議会において、技能実習制度の適正な実施に努めてきたが、残念ながら違反事案はなくなっておらず、更なる対応が必要。繊維産連から今後の対応について提案いただく。

日本繊維産業連盟 (資料4)

- ・繊維産業における責任ある企業行動実施宣言制度について提案させていただく。
- ・昨年7月、「責任ある企業行動ガイドライン」を策定し、現在、業界内の普及に努めているところ。99.9%が中小企業ということもあり、急速に普及が進んでいる状況とは言えないが、一方で適切に人権に対して取り組んでいる企業も数多く、対外的に証明していく手段はないかという声も寄せられており、同ガイドラインに沿って人権対応を行っている企業が自ら宣言していただく活動をしてはどうかと考えた。
- ・資料4のとおり、ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿って事業を行い、さらにサプライチェーンの皆様にも協力をいただくといった内容であり、経営者のコミットメント、エンゲージメント、同ガイドラインのチェックリストによって具体的な人権リスクのチェックを行い、リスク防止、軽減に向けた取組をして、情報公開をしていただくもの。企業において取り組んでいることを自ら宣言していただくことにより、繊維産業の人権問題に我々が真摯に取り組んでいることを示していくことが今後の我々の活動、特定技能の分野追加も含めプラスになるのではないかと考えた。
- ・経済産業省の協力も得ながら、ぜひ前向きに進めていきたく、皆様の協力、賛同をいただきたい。

田上生活製品課長

・繊維産連から提案のあった「責任ある企業行動ガイドライン」に関する自主適合宣言について、各企業、産地が適切に対応していることをどのように発信したらいいのかといったお声を多く聞く。国際水準に適合しているガイドラインであるので、改めて各社の取組、人権の対応がグローバル水準に対応できているかを確認する意味でよいと考える。実施について皆様の協力をいただきたい。

6. 「繊維産連 挨拶」

鎌原日本繊維産業連盟会長

- ・繊維産連から提案した自己適合宣言は、ぜひとも賛同いただきたい。
- ・繊維産業全体における議論について、数年来、皆様の協力を得ながら本日に至っているが、現在、極めて重大な局面、ステージにあると思う。ぜひ今後とも経済産業省を初め行政の協力を得ながら、一緒に推進していきたい。引き続き協力をお願いしたい。

7. 「その他」(事務連絡)

田上生活製品課長

・次回の協議会の開催については、今後の状況を踏まえ、共同事務局である繊維産連と経済産業省生活製品課で相談の上、改めて案内を差し上げて日程の調整をさせていただく。

以上